
令和6年度第1回北区子どもの権利委員会 議事要旨

[開催日時] 令和6年10月10日(木) 午後5時45分～午後7時00分

[開催場所] 北とぴあ7階 第二研修室

[次 第]

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 諮問(北区子どもの権利委員会への諮問について)
- 6 第1期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール(案)
- 7 第1期北区子どもの権利委員会 会議のルールについて(案)
- 8 子どもの権利に関する施策等に関する報告事項
- 9 グループワーク
今日の振り返り、子どもが会議で意見を言いやすい雰囲気づくりについて 等
- 10 その他
- 11 閉会

[出席者]

内田 塔子	会長	林 大介	委員	田中 優希	委員
畑川麻紀子	委員	小柴千佳子	委員	鈴木 将雄	委員
清水 智子	委員	守谷 暢明	委員		
武藤 愛菜	委員	萬 慶太	委員	村松 千桜	委員
玄間 もか	委員	村田 大河	委員	早川 航平	委員
植田 彩香	委員	大川 夏実	委員	戸邊 明里	委員

[配布資料]

資料1	委員名簿
資料2	東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例
資料3	東京都北区子どもの権利委員会規則
資料4	東京都北区子どもの権利委員会への諮問について
資料5	〈会長資料〉第1期北区子どもの権利委員会
資料6	第1期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール(案)
資料7	第1期北区子どもの権利委員会 会議のルールについて(案)

資料 8	子どもの権利に関する施策等に関する報告事項
資料 8 参考資料	子どもの意見等を聴取する取組

【事務局】

改めまして、定刻になりましたので、ただいまから、北区子どもの権利委員会を開会したいと思います。お忙しい中、皆さん、ありがとうございます。

よろしく申し上げます。座って説明します。

会議を始める前に、ご挨拶を申し上げます。

【事務局】

皆様、改めまして、こんにちは。

本日、本当にお忙しい中、ありがとうございます。そして、どうぞよろしく願いいたします。

第1部で、もう皆さん、大分打ち解けているかと思うのですが、ちょっとだけ挨拶させていただきたいと思っています。

今回、第1回目の子どもの権利委員会になっていますが、委員の方なのですが、学識経験者の方、そして、子どもたちに関わる団体からご推薦をいただいた方、そして、そこには民生児童委員の団体、青少年地区協議会の団体、そして、小学校長会、中学校長会の団体からご推薦いただいた方。そして、公募委員でお二人の方に入っています。

公募委員ですが、こちらいろんなツールを使ってお知らせをしたのですが、本当にたくさんの方から、2名の枠のところに応募をいただきました。本当に事務局としましては、子どもの権利ということに関して、関心の高い方が非常にたくさんいるのだということを知ることができたとともに、本当に感謝をしています。本日、ウェブで参加いただいている田中さんも子ども・若者枠ということで、公募委員で入っていただいた方です。

そして、北区の子どもの権利委員会ですら、本当に特徴的なのは、子ども委員ということで中学生の皆さんに入っているということ、これは本当に23区の中では初めてです。なので、ぜひ皆さん、それぞれの専門的なお立場、もしかしたらいろんな、中学生の皆さんもいろんな経験とかされていると思うので、そういう経験とか専門的知識を基に忌憚のないご意見を、ぜひこの中でいろいろ意見交換していただけたら非常にありがたいと思っています。

限られた時間ではありますが、どんどん挙手していただいて、ご発言いただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【事務局】

それでは、続きまして、事務局のほうから報告があります。

【事務局】

よろしく願いいたします。

この後、出欠状況の確認と資料の確認をしますので、もし分からないことがありましたり、手元にない資料がありましたら、手を挙げて教えてください。

本日なのですが、委員出席者、大人の委員が8名ご出席いただきまして、子ども委員の皆さんが9名出席、今日2名欠席なのですが、子どもの権利委員会の定数の過半数、半分

を超えていますので、会議が開催できるという状況です。

続きまして、本日の資料を確認いたします。事前に送付しているのですが、ホチキス留めの資料で、令和6年度第1回北区子どもの権利委員会次第と書いてある資料が、まず一つ目の資料になります。それから、同じくホチキス留めの資料で、A3の大きめの資料、右上に資料8参考資料と書いてある、折り曲げてある資料が二つ目の資料です。それから、1枚A4サイズで皆さんの席の配置の図を1枚配付しています。もし、ここまでで、これがないという方がいましたら。

ありがとうございます。また、区のほうで計画をつくっているのですが、今日皆さんの机上に子ども・子育て支援総合計画2024という計画の冊子を配付しています。今日は既にお持ちの方で、もうご自宅にあるという方は、帰りに机上に置いていただければ、事務局のほうで回収いたしますので、そのまま置いてお帰りください。

また、子ども委員の皆さん、ぜひこういうものもあるんだな、ということで知っていただくとともに、ご家族で、自宅に持ち帰って読んでいただければと思っています。

以上資料の確認です。事務局からは以上です。

【事務局】

今、事務局からありましたが、大人の委員の方は何となく分かりますように、最初、出席とか欠席と言ったのは、例えば1人か2人しか来ていないのに会議をやっても、あまり意味がないとは言わないですが、それを定足数という言い方をよくするのですが。そういう意味での報告をしたというところで、ちょっと形式ばっていますが、そういったこともあります。では、早速進んでいきます。

2番目の委員の紹介です。委員の皆様のお名前を呼びますので、恐れ入りますが呼ばれましたら、お名前、ご所属と言いたいところですが、今回、新しい試みをやってみたいと思います。

先ほど来申し上げていますが、こうした会議に大人の方と子どもというか中学生、全く同じテーブルにいるというのは、まずないのです。これは初めてです。大分打ち解けている感じがするのですが、まだ、ちょっとというのものもあるかもしれないので、この辺をどうしようかと。私、事務局という立場なのですが、学識経験者の内田委員と林委員のほうとちょっとご相談をして、また国のこども家庭庁という機関があるのですが、そこでもこういう会議を開くときにやり方みたいなのが、こんなふうにしたらどうですかみたいなのがあるのです。そういうのを参考にしたら、ぜひ大人も子どももニックネームをつけてみたらどうだという話がありまして、ぜひ今回それをやってみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいと思う方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

【事務局】

ありがとうございます。

それでは早速ですが、机の上にネームプレートを配っていますので、ニックネームを書

いていただければと思います。後ほど、順にまたお名前をお呼びしますので、そのときに最初にお名前、所属、それからニックネームについて簡単にご紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。少しだけ準備の時間を設けます。

机の上のマジックとか使ってください、見やすいように。

ぜひ、出来上がった方、書き終わった方は首からかけておいていただけると、大変うれしゅうございます。

—準備—

—自己紹介—

(※会議では、ニックネームを使った進行を行いました。本議事要旨においては、全て「委員」で表記します。)

【事務局】

次第の3、会長の選出を行いたいと思います。

この権利委員会では、後ほど、今日は配るだけにしてありますが、資料の2と3で条例、それと規則、これはもう参考までにお配りしていますので、見ていただければと思うのですが、この中に22条というところで、会長と副会長の互選というのがあります。選ぶということです。

まず会長の互選、選ぶということを行いたいと思うのですが、もし、よろしければ事務局から推薦をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。

それではご異議がございませんので、事務局から推薦をします。

会長については、子どもの権利や子どもに優しいまちづくり、非常にこれの精通をされていまして、既にもう中野区、それから豊島区でも、子どもの権利委員会、これと同じような、ただ、中学生委員はいませんが、子どもの権利委員会の委員を務めるなど、非常に経験豊富であります東洋大学准教授であります内田塔子委員、推薦したいと思いますが、もし、よろしければ、拍手をいただければと思います。

(拍手)

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、会長については、内田塔子委員にお願いをしたいと思います。

これからの進行は内田塔子委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【内田委員（以下「会長」と表記します。）】

ありがとうございます。それでは、進めてよろしいですか。

今、会長にご推薦をいただきました。改めまして、皆さん、どうぞよろしく願いいたします。それでは、これから進行します。

次第のほうへ行きまして、次が次第の4番になるでしょうか、副会長の選出になります。副会長のほうを、私から推薦をしてもよろしいですか。

（拍手）

【会長】

ありがとうございます。

では、私のほうから副会長に林大介委員を推薦させていただきたいと思います。

林大介委員は子どもの社会参画、それから、主権者教育などについて研究をされていらっしゃる。また、こども家庭庁のこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインという文書の作成のための有識者会議というものがあるのですが、そのメンバーをずっとされていらっしゃいました。子どもの権利に関することにも、とても精通していらっしゃいますので、林大介委員にお願いをしたいと思うのですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

（拍手）

【会長】

それでは、副会長は林大介委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第の今度は5番、諮問について。

その前に、私のほうで作成しました資料がありまして、こちら皆さんのお手元にあるかと思うのですが、私の名前が入っている第1期北区子どもの権利委員会、北区子どもの権利委員会で大切にしたいこと。

【事務局】

資料の5番です。

【会長】

資料の5番ですか。そちらのほうを見ていただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

19ページ、資料の5番です。

【会長】

19ページからです。

こちらなのですが、ちょうどもめくっていただいて、北区子どもの権利委員会ガイダンスと書いてあるページからご覧ください。

ちょうども8月29日に、今日ここに参加して下さっている子ども委員の皆さんのうちの6名の方と事前にお会いする機会がありました。参加者はこのようになっているのですが、そこでいろいろな話をしたのですが、特に今回、このように北区子どもの権利委員会、全国的に見ても、委員会のメンバーのうち半数以上が子どもというのではない。なかなかいいのではないかな。私も聞いたことがない。そんな初めての取組にもなるので、子どもたちと一緒にどうやって会議を進めていけばいいかということ、子どもの皆さんに聞いたかったです。それで、会議で子どもたちが意見を言いやすい雰囲気はどのように作ったらいだろうということで、こちらからお尋ねをしました。そこで出してもらった意見が、その次からのスライドになっています。

大切にしたいことというところの先です。誰にとっても話しやすい場作りのためにということで、中学生の皆さんから出していただいた意見を私のほうで整理をして、スライドにまとめてみました。

まず1番目のところで、座り方についてというのがありました。大人が大勢の中にぼつんと子どもが1人で座っているのは、心細くて緊張して話しづらいとか、発言をするときに1人の状態で周囲の大人からぱっと見られるのは緊張するとか、そんな意見がありました。

では、どうしたらというところで、子どもがまとまって集団のような形で座ると、心強く話しやすい。また口の字型に机を並べて距離があるよりも、床に車座になったら話しやすい、そんな意見もありました。

これについて、また違う方から、足腰が痛いんだよなど。足腰が痛いので、なかなか床に座るのがつらいなど、そんな意見もあったので、今日はこんな形にしてみました。こんなふうに、いろいろやり取りを、いろんな意見をやり取りしながら行きたいと思っています。

また、次のスライド2番目、話し方というところ、これもいろいろな意見をもらいました。話すときにマイクを回されたり、レコーダーが見えたりするとプレッシャーを感じるとか、子どもの意見を頭ごなしに否定をしたり、絶対間違っていると決めつけないでほしい、そう言われると自信がなくなってしまうからという意見もありました。

では、どうしたら話しやすい話し方になるかというところで、雑談するように話せると話しやすい。親しみやすい雰囲気だとか、笑顔でとか、マイクを回さないでいいように1人に1本マイクがあると話しやすいとか、別の意見を言うときは、まず示された意見に理解を示して、受け止めの言葉を言った上で、別の意見を言うといいと思う。また、よりよい意見、よりよい話し合いにするためには、自分が気づけなかった視点から指摘してもらったり、新たな提案をしてもらったりすることはとても大事だと思う。だから、反対意見を言うときは反対するだけではなくて、対案も一緒に提示してもらいたいんじゃないのか。まさに大人と子ども、また若者の対話というところがとても大事というところを改めて確認をしました。

また次、3番、委員会の進め方についてということで、こんな意見もありました。意見を言った後に、その意見がどのように反映されたかを知りたい。言った意見がその後どう

なっちゃったんだろう、それが分からないと、やっぱり何のために意見を言うんだらうと思うことにもなるので、その意見が反映されてもされなくても、その結果がどうなったかというのを知りたいという意見がありました。また、会議の冒頭に、お互いを知ることができるスモールトークをしてからだと話しやすいんじゃないかとか。また、意見を求めるときに、まず少人数ペアとかグループで話し合う時間を取ってから聞かれると、話しやすい。また、挙手制よりも指名制が話しやすいという意見もとても参考になりました。

あと服装です。服装、制服ではなくて私服で参加したい、これも意見としてありました。ぜひ、学校から直接ではなくて、一回帰る時間があったら、ぜひ私服でいらしてください。

それからあと、ICT活用というところで、意見の共有の仕方なのですが。もし全員がタブレットを目の前に置いて、オンラインのホワイトボードのようなものを用意して、常に発言を書き込める、打ち込めるという状態にしておいて、今言葉で手を挙げて話をするのはしづらいなとか、タイミングを見計らって、話せないというタイミングでとか、そういうときにオンラインモードに打ち込んで共有できるのもいいのではないのか。文字にしたほうが伝えやすい人もいる、伝えやすい場合もあると思うということで、そんな意見もいただきました。

これについてなのですが、オンラインボードに常に意見を書き込めるようにすることについて、事務局のほうでいろいろ今考えていただいています。今日はなのですが、今日スマホとかタブレットを使用できるように環境を整えることが今日までにできなかったそうです。具体的にどういう調整が必要なのかというところは、私も分からないところなのですが。

まず、今回第1回目に間に合わなかったのですが、まず今日こんなふうに対面でやってみて、実際どうだったか、やっぱりあったほうがいいのか、もしそういうことがあったら、ぜひ、そんな話は教えてください。

今回、会議の最後にグループワークが、今日、時間取れますかね。取れたらそこで、やっぱり意見が言いづらかったなとか、やっぱりこういうことがあるといいなとか、そういった意見もぜひ皆さんに聞いてみたいと思っています。

こんな内容を夏休みの最後のときに話をしたということ、ほかの委員の皆さん、またそのときに参加していなかった子ども委員の皆さんにもお伝えをしたくて時間をいただきました。

今日、この大切にしたいことは、この後の次第にある、特に子どもの権利委員会の会議のルールについてというところに、実際に反映していているところです。今日はその話もあるので、8月に話し合った内容を踏まえて、またそれ以外の意見でもいいので、またほかのその会議には参加していなかった皆さんも、ぜひこの会が緊張しないで言いたいことを言える、話しやすい、そんな雰囲気できるように、会議のルールを後ほど、話をしていきたいと思っています。

この資料についての説明は以上になります。

ありがとうございます。いい会にしていましょうね。

それでは、次、次第に進んでいって、次第のこれは5番になりますか。諮問についてです。事務局から、ご説明のほうをお願いいたします。

【事務局】

それでは、17ページの資料の4をご覧ください。

大人の委員の方は何となくすぐ分かると思うのですが、諮問とは何ということもあるので少しお話をしますが。この会議は附属機関という言い方をします。区役所ではないのですが、区役所の行政が何か進めていくときに、私たちだけで、区役所だけで何かをやっていくと、どうしても例えば考えが偏ってしまうとか、意見をどうしても自分たちだけで進めてしまうとか、そういうおそれもあったりする。そんなこと最近はないのですが、そういうこともあるので。それと、あと専門的な知識がやっぱりどうしても欠けてしまうときもあるのです。やっぱりいろんな声を聞いていこうと、そういう意味で附属機関というのを幾つか設置しています。この子どもの権利委員会も、まさにこの附属機関です。

区長から皆さん、会長が代表しますが、区長からこの会宛にこの諮問事項という、記書きの下に四つあります。こういうことを、考えを教えてくださいと、そういうのが諮問となります。

諮問事項というのがありますが、この下に1から4にあることについて提言、いろいろな意見を下さいと、区長からこの会に言っています。

1から4。一つ目は、区における子どもの権利保障の状況。北区で子どもの権利がちゃんと保障されているかを、ちゃんと皆さんに判断をしていただきたい。ご意見をいただきたい。

それから二つ目として、権利擁護委員からの報告。これは、権利擁護委員というのとは後ほどまたご報告しますが、からの報告。

それから3番目として、先ほど配った計画です。そのうち子どもの権利に関するもの、これはちゃんとできるかとか、十分できているかとか、そういったところの話。

そして、4番目としては、そのほか、子どもの権利に関するものについてご意見をいただきたい。

これ、諮問の反対は答申なんです。だから、ここで皆さんの意見をいただいて、先ほどいた山田区長に答申という形でお返しをします。

事務局は、その意見をまとめるというか、整理をしていく立場です。皆さんは、意見を言うていただく立場。平たく言うと、そういうことになります。

諮問についての説明は以上です。

【会長】

ご説明どうもありがとうございました。

今のご説明について、何かお尋ねになりたいことはありますか。大丈夫でしょうか。

【会長】

よかったです。

それでは、次第の6に進みます。

次第の6、第1期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール（案）について。ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、25ページ、資料の6をお願いします。

第1期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール（案）です。これはまだ決定ではなく案なのです。6年9月にこの会ができて、この1期というのは、令和8年8月までを予定しています。そうした中で、この委員会を大体8回ぐらいを目標にやっていければと思っています。事務局としては考えています。

一番上が今日です。委嘱状の交付式、諮問、先ほどの。それから、これから、また説明を幾つか、区のほうの話をしていきます。2回目以降は、テーマを決めて審議をする。それから令和7年の7月、第4回辺りですと、令和6年度、今ですね。区がやった取組とかを皆さんにも改めて振り返っていただく、意見をいただく。またその後、特定のテーマで審議をしていただく。第8回、令和8年、大分先ですが7年度の区取組を評価していただく。最後に、先ほど申し上げた答申です。区長に答えを返していくということを考えています。

事務局からの説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。今の説明について、また皆さんのほうから何かご意見とか、お尋ねになりたいことはございますか。どうでしょう。

お願いいたします。

【委員】

このスケジュールを見て、第2回が令和7年の2月から3月頃と書いてあるのですが、飛鳥中生が、みんな3年生で2月から3月というと受験に近いので、そこが少し不安なところではあるのですが、受験とかあって行けなかったりとかするかもしれないのですが、その場合はどうなるのでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。とても大事なところですよ。こういうスケジュールを決めるときに、皆さんの日程スケジュールというのを押さえるのは本当基本だと思うので、大事なことをありがとうございました。これはどうでしょうか。

では、お答えいただきます。

【事務局】

ありがとうございます。

来るだろうと思って、あえてこの書き方をしているのですが。3年生がいるということは分かっていた。最初、このスケジュールに受験だよなどと、もう分かっていたので、受験が終わった頃を狙おうかなと思っています。ただ、すぐそこまで書き切れなかった、まずはこれで書いてみましたので。実際にスケジュールを組むときには、それに配慮してやればと思っています。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

それから、こういう受験という話だけでなくて体調が悪くなってしまうとか、いろんな理由で委員会に欠席してしまうときもあると思うのですが、そういうときにはその会でどんな話がされたのかということをもとめた議事録も送りますし、その日に使われた資料も配付しますし、またそれを見て、欠席された方がどんなことを考えたかというところの意見もお尋ねをするので、そうやって何とか出られなかった会もフォローしながらいくことができるようにしていきたいと思っています。ありがとうございました。

ほかに開催スケジュールの案について、どなたかお尋ねをお願いします。

【委員】

申し訳ないです、開催スケジュールのことではないのですが、先ほど次第の5番で、諮問について説明をいただいたと思うのですが、今この場ではその諮問の説明をいただくだけで、この第8回、全8回のこの会議を受けて、我々委員が答申していくという形で解釈は間違っていないでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。そうですね。そんな解釈でよいと思いますが、追加で何かご説明はありますか。大丈夫です。まさにそういうことです。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかにどんなことでもいいので、聞いておきたいことがありましたらいいですよ、何かほかにありますか。どうでしょう、大丈夫ですか。

大人も大丈夫ですか。大人も特にはないですか。ありがとうございました。

それでは、開催スケジュールの話はそれで。

では、次が次第の7でしょうか。7は終わりましたね。次が8ですかね。7ですか。7がルールなのですね。

それでは、先ほど少し私の資料のほうでもお話をしたのですが、第1期北区子どもの権利委員会の会議のルールについてということで、こちらもまず、ご説明のほうをお願いいたします。

【事務局】

27ページ、資料の7です。

先ほど、会長から解説をいただいた、大切にしたいことということで説明もありました。これも踏まえ、そして、またこども家庭庁、国の機関で、子どもの、若者の意見をどう取

り込んでいくかという政策反映に向けたガイドライン、こういうのがあるのですが、これも参考にしてルールをつくってみました。これ、一つずつ読んでいくと時間はないのですが、そんなに難しいことは書いてないです。

例えば、一番目、どのような意見も尊重されます。一人一人の考えを大切にしていきたいと思います。まさに権利そのものみたいな書きぶりもあるのですが、そういったところとか。

これ、結構大事かもしれないですが、思ったことを考えたことがまとまってなくても取りあえず言ってみる、それでもいいですよ。一番下にこれがつながるのですが、多分一度言ったことをなしにして、ほかのことを言っても大丈夫。さっき一番最初、こう思うのだけどと言って、後で、やっぱりさっきの違いましたと撤回をするみたいな、そういうこともそうでないとなかなか、言えなくなってしまうのかなというところで、こういうことをしています。

それから、子ども委員会を、これはもうこの間のワークショップですね。8月に実際に今お話を聞いたときの席で出た意見、制服より私服のほうがいいのか、その上、笑顔、親しみやすい雰囲気。笑顔が私、欠けていたらごめんなさいという感じなのですが、笑顔です。そういったところ。

それから、子どもたちも今日はまさにこれは、まとまっていたのはそういう意味です。とかく役所のほうでやると、どうしても大人のテーブルに子どもを一人入れたがるのですが、役所はね。だけどそれは、もう思いっ切りはっきりやめました。

それから、これは委員の皆さんというよりは傍聴者のルールということで、これ、いろんな会議で大体、傍聴というのはどういうふうに行っているのかを見るとということで、今日もいらっしゃっていますけど。例えば、飲食はできませんとか、騒いではいけませんとか、勝手に写真を撮らないでくださいみたいな、そういう一般的なものを書いています。

最後、議事録についてということで、今日こういうお話をしたら、やっぱり記録に残しておかないと分からなくなってしまいますので、記録に残しますので録音をします。それから、一応中身を、そういう意図というか、言った意味ではないのだけど、活字にすると意外と何か変な捉え方をされる場合もあるので確認をいただきます。

それから、これ結構大事だったりするのですが、ホームページでももちろん公開するのも大事なのですが、公開するとき名前がどうしても、例えば、自分の名前が出るとどうしようと言い淀んでしまわないように、皆さんは「委員」とだけ書きます。ニックネームも特定されてしまうのでニックネームも書きません、委員。ただ、会議を進行していく会長だけは、会長だけは「会長」と進行なので書きます。

これがルールということになります。案なのでご意見をいただければ、修正とかもできますが、一応こういうふうにルールとしてできればと思っています。

説明は以上です。

【会長】

説明のほう、どうもありがとうございます。

それでは、こちらの会議のルールについての案なのですが、これは入れたいとか、あるいはこれは大事だと思うとか、どんなことでもいいのですが、何かご意見、あるいはご質問などあればお願いいたします。どうでしょうか。どうですか。

【委員】

すみません、度々失礼いたします。3、議事録についての2行目のところなのですが、委員に議事録が渡ったり、委員が確認をするなどの作業はメールなどを通して行われますか。

【会長】

大事なところ、ぜひまた事務局にお願いしたいと思います。

【事務局】

基本メールで、ペーパーレスでできればと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかはありますか。聞いておきたいこと、大丈夫ですかね。

では、こちらのルールに従って、よい話合いができればいいと思います。よろしく願いいたします。

では、さらに次に行きます。次第の今度は8でしょうか。子どもの権利に関する施策等に関する報告事項について、事務局からお願いいたします。

【事務局】

詰め込み過ぎましたか。皆さん、特に子ども委員の皆さんは何とか7時には、あまり暗くなってしまうとあれという、ここだけ大人づらをするわけではないのですが、あまり遅くはなれないので、早めにここは説明をします。

29ページ、資料の8からになります。

29ページ、資料の8。子どもの権利に関する施策等に関する報告事項ということで、区の出組とかを紹介するのですが、大分はしょっていければと思います。少し早口になりますけど許してください。

30ページは、これ条例のこういう意味ですよということですので分かると思います。

31ページ、これは11個の権利を書いてあります。

32ページ、これは子どもの権利と幸せに関する条例ができたので、その以降の出組を書いています。4月1日に、この条例というのは、皆さんももしかしたら学校で習っているかもしれませんが、議会の議決、北区議会でこの条例を議決をして成り立つのですが、施行ということをしないと始まらない。4月1日に施行されました。

6月1日、上から2番目には区の職員が子どもの意見を聴く取組を行う。やり方についての基準やマニュアルをつくりましたという、これは、これまで区はこういうのを慣れてないのです。やったことないので、こういうのをみんなで作っていきましょうということ

でつくりました。

それから、7月1日には権利擁護委員、弁護士の2名を権利擁護委員ということでお願いをしました。後ほど違うところでしっかり触れます。

一つ飛ばして、一番下に権利相談窓口というのが9月10日にオープンします。これは権利擁護委員さんが、最終的にはちゃんと相談に乗ってくれる窓口ということになっています。

それと9月1日は先ほど言ったとおり、この委員会が設置された日ということになります。

33ページ、お願いします。

先ほども言いましたけど、区でこれから子どもの意見をどんどん取り込んでいこうと、条例をつくったので取り込んでいこうということで、では早速やってみようというところ20課、区の課は結構多いのですが。何課あるとか数えたことないのですが。100はないな、70ぐらいあるかな。70課ぐらいあるのですが20課ぐらいでやって。なかなか全部が全部というわけではないのですが、子どもに関わる場所での20課が子どもに関わる取組をしているところが、意見を取ったというところで。これは別紙で大きい表か何かがありますかね、A3の資料8参考資料とかと、A3横か何かで大きいのはありますか。そこに一番左に何とか課の部署が書いてあって、実際にどのくらいの期間で意見を聞いて。真ん中はテーマ名とありますが、どんなことを聞いたかですね。もしかしたら、僕、私、これに答えましたよみたいなものがあるかもしれませんね、中学校の部活の要望とか。2ページ目に行くと、北区ティーンズセンターどうやったら行きたくなるかとか、学校のカラー、給食の希望ですねこれは、セレクト給食という、きっとね。

それから3ページに行くと、少し上のほうですけど、教科書についてというのもありますね。どういう重い紙とか、どういう教科書がいいか、多分そういうのなのですかね。細かくまではすみません、私も把握はできていないのですが。

こういったところで、皆さんの意見を聞きましたというところですよ。

それから、一応これは私のほうからPRということをしたのですが、なかなか今までのまちづくりの分野で、皆さんの、子どもという意味ですけど、子どもの意見を聞くとかはなかったのです。だけど、すごく区のまちづくりの方が頑張ってくれました。後ほど、その部署というところ見ると分かる、何とかまちづくり、まちづくり推進課、まちづくり担当課とか、土木課、土木政策課とか、道路公園課とか、そういうところも非常に頑張ってくれました。みんな、必死に今頑張っています。そういう報告も一応PRとしてはしておきます。

先ほどの資料にまた戻っていただきまして、33ページです。20課が取組を少しずつですが確実に進捗しています。こういうのは癖づくると、もうそういうプロセスというのですか、やり方が役所でも身につくので、どんどん皆さんも意見を言っていただきたいと思っています。

それで、1人1台端末、「きたコン」ですか。これが非常に今活用されています。1日と15日かな、アップされて。興味があるとか、ないのもあるかもしれませんが、そういうところで、ぜひ自分の意見を言ってもらえればと思います。

それから、33ページに戻って、そういう子どもの意見等を求めるための会議、今さっ

き大きいA3の紙で紹介したのは基本的にアンケートが多かったのですが、会議も開いています。これまで会った何人かの方は参加したことあるかもしれません、中学生モニター会議。こういうところで意見を聞いたり、区政を話し合う。これは小学生からも聞いたり、高校生からも聞いたりしています。

34ページに行きますと、今、お話しした「きたコン」の話ですね。ですとか、ちょっとややこしいというか変な話なのですが、この二つ目の課で、経営改革担当課、指定管理者モニタリング、何のことかという、この経営改革担当課というのは、区ができるだけ無駄のないように役所を運営していこうと、そういうところを徹底するところなのです。そういうところが指定管理者、区役所が全部外の施設を運営する時代ではもうないのですが、そういうところを指定管理者というところをお願いをしているのです。そういうところがちゃんと子どもの権利とか、この子どもの意見に対して、ちゃんと反応できるかというのを評価するということなのです。

それから、飛ばしまして35ページ。これはまさに、今ここですね。子ども未来課は子どもですが、皆さん参加していただきました、23区初。なかなか北区23区初はないのですが、23区初です。都内でも2番目ということ。それから、これに含めてワークショップもしましたというところです。

36ページは、この条例、そもそも知らないという方もいないわけではなかったのです。そうならないがために、4月1日号の北区ニュース、もう半年ぐらい前です。今、こういうふう特集みたいな感じで、どんと結構打ったので、結構何か見たことあるという人が多かったのですが。では、どんな話、どんな内容なのというのが、なかなか知られていないところもあったので、いろんなどころに出向いてお話をしました。PTAの皆さんの前でとか、青少年の方、そういったところでも、この条例のことをPRしました。

特筆すべきはという言い方はないのですが、後ほど言いますが38ページ、ちょっと前後してしまうのですが、黒谷友香さん、俳優のご存じですかね。黒谷友香さん。時々CMとかに出たり、ドラマにも出たりする方。この方は俳優さんですね。北区で昔、つかこうへい劇団という劇団をやっていたので、そこに出演した縁もあって、今回、この普及啓発に一役を買っていただいたということで、北区のユーチューブの公式チャンネルでも一緒に区長と対談をしたり、こういったこともやって。これはネットニュースにも出たりして、結構平たく言えばバズるじゃないですが、そこまでバズってはいないですけど、役所の中では、おお、出たねみたいなのもあります。前後しましたが、そういったところ。それから、いろんなどころでもPRをこれからもしてっていきます。

それと37ページです。一番上に普及啓発冊子、お手元にあります、このA5というのですか。A5ですね、多分。A5の冊子を作りました。これもやっぱり、これ大人向けなのです、実は。中学生の皆さん、多分読めてしまうと思いますが、大人向け。これから今、まさに作っているのですが中高生向け、それから、小学校の高学年、それから、小学校の低学年、それと、もうちょっと小さい乳幼児向けのも作っている最中です。本当は、今日みんなの前で見せられればよかったし、意見も聞けばよかったのかもしれないのですが、今そういうのを作っています。

それからこの写真の方、この方は先ほどお話しした権利擁護委員、弁護士の方が少し昔の体験を踏まえて、子どもの権利の大切さをお話していただきました。

それとこの一番下、子どもの権利と幸せに関する条例PR動画、こういうのもやったことないのです、この区役所でなかなか。PR動画は作るのには作ったことある、それは大人が作るだけの話であって、せっかくだから皆さんでやりましょう。条例をつくる時に、一部堀船中学校の生徒さんにご協力をいただいたのですが、今度はもうちょっと広く集めようということで。実際にこのPR動画の作成、現在も取り組んでいて38ページにもありますが、下のほうにもありますが9月の末に2回目のワークショップをやりましたということで。大人が作ると大体3分とか、誰もそんなの見ませんというのを、もう短くしようということで、皆さんの力を借りてやっています。

そして39ページ、これで最後になります。子どもの権利擁護委員、改めて弁護士のお二方を、子どもの権利擁護委員としてお願いをして、権利の侵害ですね。例えば、あまりないほうがいいのですが、いじめとか、虐待とか、そういうことがあって、なかなかどこに相談していいかわからないという場合にも、ここにも相談できるという窓口を作りました。この窓口9月10日からオープンしたのですが、大体1か月弱で4件相談がありました。

あまり内容は触れることはしづらいのですが、少し抽象的に言うと、自分の持っている能力と、それから学校の環境で合わないというご相談がありました。この方は、実際に権利擁護委員の方と面接までしていただきました。

それから、それ以外で面接まではいかないのですが、こういうことを、思いを知ってほしい。自分の気持ちを知ってほしいという方、それから、こういうふうにしてほしいというのが3件ありました。

こうしたこの権利擁護、それから、権利普及啓発活動はこれからもどんどんやっていきたいと思います。例えば、児童館まつり、それから出前講座ということでは学校のほうにも出向いていければと思っています。

大変駆け足ですが、何とかワークショップをやりたいので、説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。

このように、今説明していただいたように、いろんな取組をされているのです。ぜひ、この取組が十分役割を果たしているかなとか、あるいは今ある取組で十分かなとか、ぜひそういうことを子どもの皆さん、若者、そして大人の視点から検証して行って、2年間の活動の最後で区長に提言をまとめていく、それがこの2年間の権利委員会の活動になります。

特に今回、今、説明をしていただいたところについて、何か聞きたいことがある方はいませんか。どうでしょうか。

それでは、こちらについてはこれで。

では、最後、少しでもグループワークの時間、やりますか。それでは、最後です。次第の9、グループワークについて、こちら事務局長からお願いします。

【事務局】

グループワークですね。今日、せっかくこの場に、席が一緒になったということもありますが、この席という配置になっていますので、先ほど会長からもありましたとお話し

明です。

ルールでもつくりましたが話しやすい雰囲気、この会議がもっと意見を言いやすい雰囲気、もっとこういうふうにしたらいいのに、こういうふうに改善したらいいのに。そういう意見を、ぜひ、よく大人は忌憚のないと言うんですが、遠慮なく、辛辣でも構いません、そういうほうが本当の意見だと思うので。そういう意見を、ぜひグループでいただければと思います。グループワーク、時間もあれですけど、2分ぐらいでわっとお話をさせていただいて、その後で発表していただければと思います。よろしくお願いします。

(グループワーク)

【会長】

それでは、本当に少ししか時間が取れなかったのですが、今、少しの時間でどのような話が出たかを、ぜひ子ども委員の2グループから話を共有していただきたいと思います。どちらのグループからいきましょうか。

では、お願いします。

【委員】

このグループで出た意見は、この1回の会議の中でも、子ども同士がグループを何個か変えていったほうが、何か逆にそれぞれで変わった違った意見が出ると思ったのでよかったと思うのと。それとマイクがグループで1個ずつあると、移動の時間とかが減って、より何か雰囲気を保ったままでいけるのかなと思ったのと。あと、グループ同士が距離を近づけたほうがいいと思ったのと。最後に、一つ一つの意見が出た後に、拍手があると、何かその差が、拍手があるときとないときの差が埋まって雰囲気もよくなるのかなと思いました。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

お願いします。

【委員】

この班のグループの意見では、初対面でも話しやすかったという点と、やっぱりあと今回あったお菓子とかで、時間的にもおなかの満たしも配慮してくれたところがよかったと思います。なんですけど、こっちのグループでも話してくれたのですが、やっぱりほかのグループで話す機会とか、あと今回結局、せっかく大人の方たちも来てくれたのに、話す機会が少なかったかなと思う点があったので、そういう点を話し合いました。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

なるほど、そうか。今回、話しやすさということで子どもたちのグループ、大人グループみたいにしたのですけれど、少し場があったまってきたら、大人と子どもがグループに入って話し合いをするみたいなことがあってもいいのかもしれないですね。それは今回、なるほどと思ったので、それもぜひ今後の委員会の運営に活かしていきたいなと思います。そのほか、いただいた意見も全て、私も今全部メモを取りましたので、それらを踏まえて委員会を進めていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

何かご意見があったらお願いします。

【委員】

ありがとうございます。これから委員として、私は、自分は子どもでもないし、でもまだ大人にもなり切っていないしと思っているので、じゃあ私はどこに座るのだろうか、そういうことを考えながら、今日は参加させていただきました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

それでは最後ですね。次第の最後10番で、その他、事務局からお願いします。

【事務局】

今日お配りさせていただきました名札については、事務局でお預かりしたいと思っておりますが、特に持ち帰りたいという方はないですか。では、席に置いてお帰りいただければと思います。

あと、子ども委員の皆さん、お菓子と飲物はお持ち帰りいただいて大丈夫なので、お父さんお母さんに怒られない範囲でお持ち帰りいただいて、余ったものは残しておいていただければと思います。

あと、子ども委員の皆さんだけの連絡になるのですが、11月のPR動画に関するもの、2年生なのですが、先ほど配らせてもらったもの、席に置いて帰っていただければと思いますので、そのままお帰りいただければと思います。

あと、すみません。時間が7時となりましたので、くれぐれも気をつけてお帰りいただければと思います。できるだけまとまって帰っていただいて、自転車に乗るときはヘルメットをつけていただきまして帰っていただければと思います。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、第1回目の北区子どもの権利委員会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました